

所定疾患施設療養費の算定状況について

介護老人保健施設 浦安ベテルホーム

平成 24 年 4 月から介護報酬改定により介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに対応する観点から所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、下記の要件を満たした場合に評価されることとなりました。

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します。

算定要件

1. 所定疾患療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1 回に連続する 7 日間を限度とし、月 1 回に限り算定するもので 1 月に連続しない 1 日を 7 回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりである。イ肺炎、ロ尿路感染症、ハ带状疱疹、ニ蜂窩織炎
4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものとする。
5. 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
7. 当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。